

認可外保育施設の移行に向けた取組みと今後の方針について

(付議の要旨)

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度にむけて、区内に存する認可外保育施設の新制度における給付対象施設及び事業への移行について、区の方針を定めたので報告する。

1 主旨

平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」)において、施設型及び地域型保育の給付類型とともに、これらの施設及び事業に対する給付の仕組みが示された。これに基づき、区内に存する認可外保育施設の新制度における給付対象施設及び事業への移行について方針を定めたので報告する。

2 区内に存する認可外保育施設

(1) 区補助対象施設 111施設 区民が利用する区外施設も運営等支援を実施
認証保育所、保育室、保育ママ、家庭的保育事業

(2) 区補助対象外施設 76施設
ベビーホテル、院内保育施設、事業所内保育施設等 病児・病後児施設を除く

3 新制度移行及び運営等の支援方針等(別紙1参照)

改正児童福祉法第24条及び「新制度を見据えた保育所の設置認可等について(雇児発0515第12号)」の趣旨を踏まえて、新制度移行及び運営等の支援方針を以下のとおり定める。

(1) 新制度移行の支援方針

整備計画数量及び予算との整合を図りながら、必要な説明、助言・指導、認可基準に適合させるための施設整備費等補助支援を行い、新制度における経過措置期間終期である平成31年度までの移行を促す。

支援の期間

平成26年度から平成31年度までとする。

対象施設

上記2の内、新制度の給付対象施設及び事業への移行を希望する施設

連携施設設定支援

居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業者は、連携施設を設定しなければならないが、事業者が区に協力を求める場合は、これに応じなければならない。

連携施設を設定できない地域型保育事業者に対する支援策については現在検討しており、その検討結果について、条例施行を目処に別途周知する。

(2) 運営等の支援方針

保育サービス待機児童を解消することを目的として、現行の補助制度を継続しつつ、新制度の仕組み及び社会情勢の変化に応じ、必要な見直しを行いながら、定員の確保を図る。

運営費等補助

上記2(1)の施設に運営費等補助を行う。

保育料負担軽減補助

上記2(1)の施設利用者に対して保育料負担軽減補助を行う。

4 移行支援の年次計画策定

平成26年7月4日に開催した認可外保育施設対象の新制度説明会における、新制度の給付対象施設及び事業への移行に関する意向調査結果を踏まえて、移行支援の年次計画を策定する。

5 新制度移行支援経費

(1) 平成26年度

概算 211,670千円(第2次補正予算対応・調整中)

・うち地域型保育事業への移行支援に係る経費

改修費、建物賃借料等

・うち施設型給付施設への移行支援に係る経費

移行支援可能性調査支援、認可化移行助言指導支援

・うち適格性審査会(施設型給付施設及び地域型保育事業)及び認可確認審査会(地域型保育事業)運営に係る経費

(2) 平成27年度以降

移行支援の年次計画に基づき調整

6 今後のスケジュール(予定)

平成26年 7月25日 福祉保健常任委員会報告

《参考》

7月以降

意向調査結果に基づく運営状況等予備調査

9月

第3回区議会定例会(新制度関係条例提案)

10月 1日

新制度関係条例公布

10月以降

適格性審査会(施設型給付施設及び地域型保育事業)及び認可確認審査会(地域型保育事業)の開催

11月以降

区民向け周知開始

平成27年 4月 1日

新制度施行

給付対象施設及び事業運営開始